

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）の一部を改正する省令（令和三年財務省令第三十三号）新旧対照表

改正後

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「連結納税の承認申請等」を「事業年度の特例」に改め、「一」第

「第十一款の二 連結納税の開始等に伴う資産

第十一款の三 完全支配関係がある法人の間

八条の三の十二」を削り、第十一款の四 組織再編成に係る所得の金額

第十一款の五 工事未収入金の帳簿価額の調

第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移

の時価評価（第二十七条の十三の二）

の取引の損益（第二十七条の十三の三）

の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）

整（第二十七条の十六の三）

行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）

の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の二

の三 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七

の四 工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）

の五 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二

の六 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算（第二十

）

条の十六の二）

に、「第三十条の三」を「

十七条の十六の四）

七条の十六の五―第二十七条の十六の十五）」

第三十条の四」に、「第三十六条の三の二・第三十六条の三の三」を「第

三十六条の四・第三十七条」に、「第三十六条の四」を「第三十八条」に

「第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 各連結事業年度の連結所得の金額の計算

改正前

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 同上

目次中「連結納税の承認申請等」を「事業年度の特例」に改め、「一」第

「第十一款の二 連結納税の開始等に伴う資産

第十一款の三 完全支配関係がある法人の間

八条の三の十二」を削り、第十一款の四 組織再編成に係る所得の金額

第十一款の五 工事未収入金の帳簿価額の調

第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移

の時価評価（第二十七条の十三の二）

の取引の損益（第二十七条の十三の三）

の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）

整（第二十七条の十六の三）

行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）

の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の二

の三 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七

の四 工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）

の五 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二

の六 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算（第二十

）

条の十六の二）

に、「第三十条の三」を「

十七条の十六の四）

七条の十六の五―第二十七条の十六の十五）」

第三十条の四」に、「第三十六条の三の三」を「第三十七条」に、

「第一章の二 各連結事業年度の連結

第一節 各連結事業年度の連結所

第一節 個別益金額又は個別損

第一款 個別益金額又は個別損金額（第三十六条の五・第三十七
第二款 寄附金（第三十七条の二）

第三款 繰越欠損金（第三十七条の三―第三十七条の三の四）

第二節 税額の計算（第三十七条の四―第三十七条の七の三）

第三節 申告、納付及び還付

第一款 連結中間申告（第三十七条の八―第三十七条の十）

第二款 連結確定申告（第三十七条の十一―第三十七条の十五）

第三款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十七条の
第三款 個別帰属額等の届出（第三十七条の十六・第三十七条の
第四款 還付（第三十八条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一
条）

を「第二章 退職年金等積立金に対

十五の二・第三十七条の十五の三）
十七）

）
する法人税（第三十九条―第五十一条）に、「第六十八条」を「第六
九条」に改める。

第二十七条の十四第二号中「第二十二条の七第五項第六号及び第七項第
六号」を「第二十二条の七第四項第六号及び第五項第六号」に改める。

十六条の四」を「第三十八条」に、

第二款 寄附金（第三十七条の
第三款 繰越欠損金（第三十七

第二節 税額の計算（第三十七
第三節 申告、納付及び還付

第一款 連結中間申告（第三
第二款 連結確定申告（第三

第二款の二 電子情報処理組織
第三款 個別帰属額等の届出（

第四款 還付（第三十八条）

第二章 退職年金等積立金に対する

所得に対する法人税
得の金額の計算

金額（第三十六条の五・第三十七
二）

条の三―第三十七条の三の四）
の四―第三十七条の七の三）

七条の八―第三十七条の十）
七条の十一―第三十七条の十五）

による申告の特例（第三十七条の十五の二・第三十七条の十五の三）
第三十七条の十六・第三十七条の十七）

法人税（第三十九条―第五十一
）に、「第六十八条」を「第六十九
条」に改める。

第二十七条の十四第二号中「第二十二条の七第六項第六号及び第八項第
六号」を「第二十二条の七第五項第六号及び第六項第六号」に改める。

第三十六条の三の二第一項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五
条の四第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、
「。が」を「。以下この項において同じ。」が」に、「から一月以内（
当該」を「（法第七十五条の四第二項に規定する特定法人でなかつた内国
法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以

第三十六条の三の三第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同項第三号中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、同条第二項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第三項中「第七十五条の四第八項」を「第七十五条の五第八項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、第二編第一章第三節第二款の二中同条を第三十七条とする。

第三十六条の三の二第一項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「。が」を「。以下この項において同じ。」が」に、「から一月以内（当該）」を「（法第七十五条の四第二項に規定する特定法人でなかつた内国法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行つた同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があつた日又は同条第九項の規定により当該通算承認があつたものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）とする。」から一月以内（これらの）」に改め、同条第三項及び第四項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第七十五条の三第一項ただし書」を「第七十五条の四第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条第八項中「第七十五

下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行つた同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があつた日又は同条第九項の規定により当該通算承認があつたものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）から一月以内（これらの）」に改め、同条第三項及び第四項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第七十五条の三第一項ただし書」を「第七十五条の四第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条第八項中「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改める。

第三十六条の三の三第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同項第三号中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、同条第二項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第三項中「第七十五条の四第八項」を「第七十五条の五第八項」に改め、同項第三号及び第四号中「第七十五条の四第一項」を「第七十五条の五第一項」に改め、第二編第一章第三節第二款の二中同条を第三十七条とする。

条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条を第三十六条の四とする。

第六十八条を第六十九条とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

(通算法人の電子情報処理組織による申告)

第六十八条 法第五十条の三第一項(通算法人の電子情報処理組織による申告)に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項(電子情報処理組織による申請等)の規定の例により、行わなければならない。

2 法第五十条の三第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、行わなければならない。

(地方法人税法施行規則の一部改正)

第二条 地方法人税法施行規則(平成二十六年財務省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「。」が「。」を「。」以下この項において同じ。)が「に、「から一月以内(当該)を「(法第十九条の三第二項に規定する特定法人でなかった内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認(以下この項において「通算承認」という。)の効力が生じた場合には、その効力が生じた日(同条第七項の規定の適用を受けて行った同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があった日又は同条第九項の規定により当該通算承認があったものとみなされた日とのうちいずれか遅い日)とする。」から一月以内(これらの)に改め、同条第三項及び第四項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第十九条の二第一項ただし書」を「第十九条の三第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第八項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」

第六十八条を第六十九条とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

(通算法人の電子情報処理組織による申告)

第六十八条 法第五十条の三第一項(通算法人の電子情報処理組織による申告)に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第六項(電子情報処理組織による申請等)の規定の例により、行わなければならない。

2 法第五十条の三第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、行わなければならない。

(地方法人税法施行規則の一部改正)

第二条 同上

第八条第一項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「。」が「。」を「。」以下この項において同じ。)が「に、「から一月以内(当該)を「(法第十九条の三第二項に規定する特定法人でなかった内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認(以下この項において「通算承認」という。)の効力が生じた場合には、その効力が生じた日(同条第七項の規定の適用を受けて行った同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があった日又は同条第九項の規定により当該通算承認があったものとみなされた日とのうちいずれか遅い日)から一月以内(これらの)に改め、同条第三項及び第四項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第十九条の二第一項ただし書」を「第十九条の三第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第八項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同

に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第十条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第九条 法第三十条第一項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第七項の規定の例により、行わなければならない。

2 法第三十条第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項の規定の例により、行わなければならない。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の十九第十九項第二号、第三条の二十第二十五項第二号、第十八条の二十第三項第二号、第十八条の二十の二第十三項第一号、第十九条の七第十九項第二号、第十九条の十の五第三項第一号、第十九条の十四の三第八項及び第十九条の十五第十四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第二十條第一項中「第二十七條の四第三項第二号」を「第二十七條の四第六項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七條の四第四項第一号」を「第二十七條の四第七項第一号」に、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第三項中「第二十七條の四第十項の」を「第二十七條の四第十項の」に、「同条第十項各号列記以外の部分」を「同条第十四項各号列記以外の部分」に改め、同項第二号中「第二十七條の四第十項」を「第二十七條の四第十四項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「第二十七條の四第十項」を「第二十七條の四第十四項」に改め、同条第五項中「第二十七條の四第十項の認定（施行令第三十九條の三十九第九項の認定を含む。）」

条を第七条とする。

第九条第一項中「第十条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第九条 法第三十条第一項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第六項の規定の例により、行わなければならない。

2 法第三十条第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項の規定の例により、行わなければならない。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第三条 同上

第三条の十九第十七項第二号、第三条の二十第二十三項第二号、第十八条の二十第三項第二号、第十八条の二十の二第十三項第一号、第十九条の七第十七項第二号、第十九条の十の五第三項第一号、第十九条の十四の三第八項及び第十九条の十五第十四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第二十條第一項中「第二十七條の四第二項第二号」を「第二十七條の四第六項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七條の四第三項第二号イ」を「第二十七條の四第七項第二号イ」に改め、同条第三項中「第二十七條の四第九項の」を「第二十七條の四第十四項の」に、「同条第九項」を「同条第十四項」に改め、同項第二号中「第二十七條の四第九項」を「第二十七條の四第十四項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「第二十七條の四第九項」を「第二十七條の四第十四項」に改め、同条第五項中「第二十七條の四第九項の認定（施行令第三十九條の三十九第八項の認定を含む。）」を「第二十七條の四第十四項の認定」に、「これらの規定」を「同項」に

を「第二十七条の四第十四項の認定」に、「施行令第二十七条の四第十四項」を「(同項)に改め、同条第六項中「含み、その認定が施行令第三十九条の三十九第九項の認定(連結子法人に係るものに限る。)」である場合には、連結子法人であつた法人とする」を「含む。以下この章において同じ」に改め、同条第七項中「(第二十二條の二十三第四項又は第五項の処分を含む。)」を削り、「第四十二條の四第八項第三号」を「第四十二條の四第十九項第三号」に改め、同条第八項中「第二十七條の四第十項」を「第二十七條の四第十四項」に改め、同項第一号中「(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)」を削り、同項第二号中「(当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「分割法人等に係る通算親法人の法第四十二條の四第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。）」に改め、同項第二号中「(当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度」を「分割承継法人等が通算法人である場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。))には、当該通算親法人の当該事業年度」に改め、「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、「第二十七條の四第八項」を「第二十七條の四第十二項」に改め、同条第九項中「第二十七條の四第十二項」を「第二十七條の四第十六項」に、「同条第十二項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「(当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同条第十項中「第二十七條の四第十七項の」を「第二十七條の四第二十一項の」に、「同条第十七項各号列記以外の部分」を「同条第二十一項各号列記以外の部分」に改め、同項第二号中「第二十七條の四第十七項」を「第二十七條の四第二十一項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本

改め、同条第六項中「含み、その認定が施行令第三十九条の三十九第八項の認定(連結子法人に係るものに限る。))である場合には、連結子法人であつた法人とする」を「含む。以下この章において同じ」に改め、同条第七項中「(第二十二條の二十三第四項又は第五項の処分を含む。)」を削り、「第四十二條の四第八項第三号」を「第四十二條の四第十九項第三号」に改め、同条第八項中「第二十七條の四第九項」を「第二十七條の四第十四項」に改め、同項第一号中「(人格のない社団等を含む。以下この章において同じ。)」を削り、同項第二号中「(当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「当該分割法人等が通算法人である場合(当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合に限る。))には、当該通算親法人の当該事業年度」に改め、「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、「第二十七條の四第七項」を「第二十七條の四第十二項」に改め、同条第九項中「第二十七條の四第十一項」を「第二十七條の四第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十六項」に改め、同項第二号中「(当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同条第十項中「第二十七條の四第二項の」を「第二十六條の五第二項の」に、「第二十七條の四第十三項第一号」を「第二十七條の四第十八項第一号」に、「同条第十五項第一号ハ(2)」を「同条第二十項第一号ハ(2)」に、「第二十六條の四第三項」を「第二十六條の五第三項」に、「第二十七條の四第十七項」を「第二十七條の四第二十二項」に、「第一百十三條の二第十三項」を「第一百十三條の三第十二項」に、「第二十六條の四第四項」を「第二十六條の五第四項」に、「第一百十三條の二第十四項」を「第一百十三條の三第十三項」に、

店又は主たる事務所の所在地」を削り、同条第十二項中「第二十七条の四第十七項の認定（施行令第三十九条の三十九第十六項の認定を含む。）」を「第二十七条の四第二十一項の認定」に、「施行令第二十七条の四第十七項第一号イ」を「同項第一号イ」に改め、同条第十三項中「（その認定が施行令第三十九条の三十九第十六項の認定（連結子法人に係るものに限る。）である場合には、連結子法人であつた法人）」を削り、同条第十四項中「（第二十二條の二十三第十一項又は第十二項の処分を含む。）」を削り、「第四十二條の四第八項第三号」を「第四十二條の四第十九項第三号」に改め、「基準年度比売上金額減少割合」の下に「（同項第十三号に規定する基準年度比売上金額減少割合を含む。）」を加え、同条第十五項中「第二十七条の四第十七項」を「第二十七条の四第二十一項」に改め、同項第二号中「（当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第四号中「第二十七条の四第十四項」を「第二十七条の四第十八項」に改め、「（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度）」を削り、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度）」を削り、同条第十六項中「第二十七条の四第十九項」を「第二十七条の四第二十三項」に改め、同項第二号中「（当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同条第十七項中「第二十六条の四第二項の」を「第二十六条の五第二項の」に、「第二十七条の四第二十二項第一号」を「第二十七条の四第二十六項第一号」に、「同条第二十四項第一号ハ(2)」を「同条第二十八項第一号ハ(2)」に、「第二十六条の四第三項」を「第二十六条の五第三項」に、「第二百十三條の二第二十七條の四第二十六項」を「第二十七條の四第三十項」に、「第二百十三條の二第十三項」を「第二百十三條の三第十二項」に、「第二十六条の四第四項」を「第二十六条の五第四項」に、「第二百十三條の二第十四項」を「第二百十三條の三第十三項」に、「第二十六条の四第二項第一号イ(1)」を「第二十六条の五第二項第一号イ(1)」に、「第二百十三條の二第十一項第一号」を「第二百十三條の三第十項第一号」に、「第二十七條の四第二十四項第六号」を「第二十七條の四第二十八項第六号」に、「同条第二十四項第五号イ」を「同条第二十八項第五号イ」に、「第二百十三條の二第二十一項第二号」を「第二百十三條の三第十項第二号」に、

「第二十六条の四第二項第一号イ(1)」を「第二十六条の五第二項第一号イ(1)」に、「第二百十三條の二第二十一項第一号」を「第二百十三條の三第十項第一号」に、「第二十七條の四第十五項第六号」を「第二十七條の四第二十二項第六号」に、「同条第十五項第五号イ」を「同条第二十項第五号イ」に、「第二百十三條の二第十一項第二号」を「第二百十三條の三第十項第二号」に、「第二十七條の四第十五項第五号ロ」を「第二十七條の四第二十項第五号ロ」に、「第二百十三條の二第二十一項第三号」を「第二百十三條の三第十項第三号」に、「第二十七條の四第十五項第五号ハ」を「第二十七條の四第二十項第五号ハ」に改め、同条第十一項中「第二十七條の四第十八項第二号」を「第二十七條の四第二十三項第二号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第二十七條の四第十八項第三号」を「第二十七條の四第二十三項第三号」に改め、同条第十四項中「第二十七條の四第十八項第四号」を「第二十七條の四第二十三項第四号」に改め、同条第十五項中「第二十七條の四第十八項第五号」に改め、同条第十六項中「第二十七條の四第十八項第七号」を「第二十七條の四第二十三項第七号」に改め、同条第十七項から第十九項までの規定中「第二十七條の四第十八項第八号」を「第二十七條の四第二十三項第八号」に改め、同条第二十項中「第二十七條の四第十八項第九号」を「第二十七條の四第二十三項第九号」に改め、同条第二十一項中「第二十七條の四第十八項第九号第一号」を「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同条第二十二項中「第二十七條の四第十八項第九号ロ」を「第二十七條の四第二十三項第九号ロ」に改め、同条第二十三項中「第二十七條の四第十八項第九号」を「第二十七條の四第二十三項第九号」に改め、同条第二十四項中「第二十七條の四第十八項第十号」を「第二十七條の四第二十三項第十号」に改め、同条第二十五項中「第二十七條の四第十八項第十一号に規定する財務省令」を「第二十七條の四第二十三項第十一号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十七條の四第十八項第十一号」を「第二十七條の四第二十三項第十一号」に、「同条第十八項第十一号」を「同条第二十三項第十一号」に改め、同項第二号中「第二十七條の四第十八項第八号」を「第二十七條の四第二十三項第八号」に改め、同条第二十六項中「第二十七條の四第十九項第一号」を「第二十七條の四第二十四項第一号」に改め、同項第一号中「第二十七條の四第十八項第一号」を「第二十二

「第二十七条の四第二十四項第五号ロ」を「第二十七条の四第二十八項第五号ロ」に、「第百十三条の第二十一項第三号」を「第百十三条の第三十項第三号」に、「第二十七条の四第二十四項第五号ハ」を「第二十七条の四第二十八項第五号ハ」に改め、同条第十八項中「第二十七条の四第二十七項第二号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第三十二項第二号に規定する財務省令」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同項第四号中「第二十七条の四第二十七項第二号」を「第二十七条の四第三十二項第二号」に改め、同条第十九項中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二十七条の四第三十二項第三号」に、「法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける」を「当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた」に改め、同条第二十項中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二十七条の四第三十二項第三号」に改め、同条第二十一項中「第二十七条の四第二十七項第四号」を「第二十七条の四第三十二項第四号」に、「法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける」を「当該各号に掲げるものと共同して行う試験研究又は当該各号に掲げるものに委託する試験研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験研究費の額が生じた」に改め、同条第二十二項及び第二十三項中「第二十七条の四第二十七項第四号」を「第二十七条の四第三十二項第四号」に改め、同条第二十四項中「第二十七条の四第二十七項第五号」を「第二十七条の四第三十二項第五号」に改め、同条第二十五項中「第二十七条の四第二十七項第六号」を「第二十七条の四第三十二項第六号」を「第二十七条の四第三十二項第八号」を「第二十七条の四第三十二項第八号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改め、「適用除外事業者」の下に「又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者」を加え、同条第二十七項から第三十項までの規定中「第二十七条の四第二十七項第九号」を「第二十七条の四第三十二項第九号」に改め、同条第三十一項中「第二十七条の四第二十七項第十号イ」を「第二十七条の四第三十二項第十号イ」に、「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に改め、同条第三十二項中「第二十七条の四第二十七項第十号ロ」を「第

七条の四第二十三項第一号に」に、「第二十七条の四第十八項第一号ロ」を「第二十七条の四第二十三項第一号ロ」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第六号」を「第二十七条の四第二十三項第六号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第十二号」を「第二十七条の四第二十三項第十二号」に改め、同条第二十七項中「第二十七条の四第十九項第二号」を「第二十七条の四第二十四項第二号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第二号」を「第二十七条の四第二十三項第二号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第三号」を「第二十七条の四第二十三項第三号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第四号」を「第二十七条の四第二十三項第四号」に改め、同項第五号中「第二十七条の四第十八項第七号」を「第二十七条の四第二十三項第七号」に改め、同項第六号中「第二十七条の四第十八項第八号」を「第二十七条の四第二十三項第八号」に改め、同項第九号中「第二十七条の四第二十三項第九号」に改め、同項第十号中「第二十七条の四第十八項第十号」を「第二十七条の四第二十三項第十号」に改め、同条第二十八項中「第二十七条の四第十九項第四号」を「第二十七条の四第二十四項第四号」に、「第二十七条の四第十八項第十一号」を「第二十七条の四第二十三項第十一号」に改め、同条第二十九項中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第二十九項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十九項」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十九項」を「第五号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第二十九項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改め、同条第三十一項中「第二十七条の四第二十四項の認定(施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定を含む。)」を「第二十七条の四第二十九項の認定」に改め、同条第三十二項中「(その認定が施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定(連結子法人に係るものに限る。))である場合には、連結子法人であった法人)」を削り、同条第三十三項中「(第二十二條の二十三第三十項又は第三十一項の処分を含む。)」を削り、「第四十二条の四第八項第三号」を「第四十二条の四第十九項第三号」に改め、同条第三十四項中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第二十九項」に改め、同項第

二十七条の四第三十二項第十号ロ」に改め、同条第三十三項中「第二十七
条の四第二十七項第十号」を「第二十七条の四第三十二項第十号」に改め
、同条第三十四項中「第二十七条の四第二十七項第十一号」を「第二十七
条の四第三十二項第十一号」に改め、同条第三十五項中「第二十七条の四
第二十七項第十二号」を「第二十七条の四第三十二項第十二号」に改め、
同条第三十六項中「第二十七条の四第二十七項第十三号」に規定する財務省
令」を「第二十七条の四第三十二項第十三号に規定する財務省令」に改め
、同項第一号中「第二十七条の四第二十七項第十三号」を「第二十七条の
四第三十二項第十三号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十七
項第九号」を「第二十七条の四第三十二項第九号」に改め、同条第三十七
項中「第二十七条の四第二十八項第一号」を「第二十七条の四第三十三項
第一号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第二十七項第一号」を「
第二十七条の四第三十二項第一号」に、「同条第八項第一号」を「同
条第十九項第一号」に、「第二十七条の四第二十七項第一号イ」を「第二
十七条の四第三十二項第一号イ」に改め、同項第二号中「第二十七条の四
第二十七項第七号」を「第二十七条の四第三十二項第七号」に改め、同項
第三号中「第二十七条の四第二十七項第十四号」を「第二十七条の四第三
十二項第十四号」に改め、同条第三十八項中「第二十七条の四第二十八項
第二号」を「第二十七条の四第三十三項第二号」に改め、同項第一号中「
第二十七条の四第二十七項第二号」を「第二十七条の四第三十二項第二号
」に、「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一
号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十七項第三号」を「第二
十七条の四第三十二項第三号」に改め、同項第三号中「第二十七条の四第
二十七項第四号」を「第二十七条の四第三十二項第四号」に改め、同項第
四号中「第二十七条の四第二十七項第五号」を「第二十七条の四第三十二
項第五号」に改め、同項第五号中「第二十七条の四第二十七項第八号」を
「第二十七条の四第三十二項第八号」に改め、同項第六号中「第二十七条
の四第二十七項第九号」を「第二十七条の四第三十二項第九号」に改め、
同項第七号中「第二十七条の四第二十七項第十号」を「第二十七条の四第
三十二項第十号」に改め、同項第八号中「第二十七条の四第二十七項第十
一号」を「第二十七条の四第三十二項第十一号」に改め、同項第九号中「
第二十七条の四第二十七項第十二号」を「第二十七条の四第三十二項第十
二号」に改め、同条第三十九項中「第二十七条の四第二十八項第四号」を

二号中「(当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又
は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結
事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を
削り、「当該分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連
結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業
年度」を「当該分割法人等が通算法人である場合(当該分割等事業年度終
了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合
に限る。)」には、「当該通算親法人の事業年度」に、「当該分割承継等事業
年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に
規定する連結親法人事業年度」を「当該分割承継法人等が通算法人である
場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算
親法人の事業年度終了の日である場合に限る。)」には、「当該通算親法人の
事業年度」に改め、「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当
する場合には、当該分割法人等の連結事業年度)」を削り、同条第三十五
項中「第二十七条の四第二十六項」を「第二十七条の四第三十一項」に、
「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号中「(当該
現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は
主たる事務所の所在地)」を削る。

「第二十七条の四第三十三項第四号」に、「第四十二条の四第八項第一号イ(1)」を「第四十二条の四第十九項第一号イ(1)」に、「第二十七条の四第二十七項第十三号」を「第二十七条の四第三十二項第十三号」に、「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同条第四十項中「第二十七条の四第三十一項の」を「第二十七条の四第三十七項の」に、「同条第三十一項各号列記以外の部分」を「同条第三十七項各号列記以外の部分」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第三十一項」を「第二十七条の四第三十七項」に、「以下この項」を「第五号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同条第四十二項中「第二十七条の四第三十一項の認定(施行令第三十九条の三十九第三十項の認定を含む。)」を「第二十七条の四第三十七項の認定」に改め、同条第四十三項中「(その認定が施行令第三十九条の三十九第三十項の認定(連結子法人に係るものに限る。))である場合には、連結子法人であった法人)」を削り、同条第四十四項中「(第二十二條の二十三第四十一項又は第四十二項の処分を含む。)」を削り、「第四十二条の四第八項第三号」を「第四十二条の四第十九項第三号」に、「同項第十一号」を「同項第十四号」に改め、同条第四十五項中「第二十七条の四第三十一項」を「第二十七条の四第三十七項」に改め、同項第二号中「(当該相手先が連結子法人である場合には、当該相手先の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項第四号中「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割等の日を含む連結事業年度。」を削り、「分割等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度」を「分割法人等が通算法人である場合(当該分割等事業年度終了の日が当該分割法人等に係る通算親法人の法第四十二条の四第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。)」には、当該通算親法人の当該事業年度」に、「分割承継等事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度に係る同項に規定する連結親法人事業年度」を「分割承継法人等が通算法人である場合(当該分割承継等事業年度終了の日が当該分割承継法人等に係る通算親法人の同条第一項又は第四項に規定する事業年度終了の日である場合に限る。)」には、当該通算親法人の当該事業年度」に改め、「(当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等

の連結事業年度)」を削り、同条第四十六項中「第二十七条の四第三十二項」を「第二十七条の四第三十八項」に改め、同項第二号中「(当該現物分配法人が連結子法人である場合には、当該現物分配法人の本店又は主たる事務所の所在地)」を削る。

第二十二條の七第二項を削り、同条第三項中「第三十九條の七第四十四項」を「第三十九條の七第四十二項」に改め、同項第二号中「第十項」を「第八項」に改め、「第六項を除き、」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九條の七第四十四項」を「第三十九條の七第四十二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第二号中「(以下この号において「分割承継法人等」という。)」及び「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項第二号中「以下この項」を「第五号及び第七号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項第五号中「第三十九條の七第四十一項」を「第三十九條の七第三十九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第三十九條の七第四十一項」を「第三十九條の七第三十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三十九條の七第四十二項」を「第三十九條の七第四十項」に、「同条第四十三項」を「同条第四十一項」に改め、同項第一号中「又は第六十八條の七十九第五項第一号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改め、「又は第三十九條の百六第四項」及び「(法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産を含む。)」を削り、「(法第六十五條の八第七項)に改め、「第六十八條の七十八第一項及び第九項並びに第六十八條の七十九第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第六十五條の八第五項又は第六十八條の七十九第六項」を「同条第五項」に、「提出したこれらの規定」を「提出した同項」に改め、同項第三号中「又は第六十八條の七十九第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を

第二十二條の七第二項を削り、同条第三項中「及び第五項」を「及び第四項」に、「第三十九條の七第四十六項」を「第三十九條の七第四十四項」に改め、同項第二号中「第五項」を「第四項」に、「第十一項」を「第九項」に改め、「第七項を除き、」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九條の七第四十六項」を「第三十九條の七第四十四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十九條の七第四十六項」を「第三十九條の七第四十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項第二号中「(以下この号において「分割承継法人等」という。)」及び「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項第二号中「以下この項」を「第五号及び第七号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項第二号中「以下この項」を「第四号及び第六号」に改め、「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とし、同条第十一項第五号中「第三十九條の七第四十三項」を「第三十九條の七第四十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第三十九條の七第四十三項」を「第三十九條の七第四十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三十九條の七第四十四項」を「第三十九條の七第四十二項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十三項」に改め、同項第一号中「又は第六十八條の七十九第五項第一号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改め、「又は第三十九條の百六第四項」及び「(法第六十八條の七十八第一項に規定する買換資産を含む。)」を削り、「第六十五條の八第七項」を「並びに第六十五條の八第七項」に改め、「第六十八條の七十八第一項及び第九項並びに第六十八條の七十九第八項及び第九項」を削り、同項第二号中「又は第六十八條の七十九第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第六十五條の八第五項又は第六十八條

「より同号」に、「法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項」を「同条第五項」に、「法第六十五条の八第三項又は第六十八条の七十九第四項」を「同条第三項」に改め、「又は第三十九条の百六第四項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三十九条の七第四十三項」を「第三十九条の七第四十一項」に改め、同項を同条第十一項とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を次のように改める。

3 第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「減価償却資産」、「分割法人」又は「現物出資法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号、第十号、第二十四号又は第二十五号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、減価償却資産、分割法人又は現物出資法人をいう。

第六条第二項中「第二十五条第五項」を「第二十五条第六項」に改め、同条第三項中「第五十九条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第六条の七第三項第二号中「（当該分割承継法人が連結子法人である場合には、当該分割承継法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第六条の八第八項中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改める。

第七条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三十六項」を「第十九条第三十五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削

の七十九第六項」を「同条第五項」に、「提出したこれらの規定」を「提出した同項」に改め、同項第三号中「又は第六十八条の七十九第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第六十五条の八第五項又は第六十八条の七十九第六項」を「同条第五項」に、「法第六十五条の八第三項又は第六十八条の七十九第四項」を「同条第三項」に改め、「又は第三十九条の百六第四項」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第三十九条の七第四十五項」を「第三十九条の七第四十三項」に改め、同項を同条第十二項とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 同上

第一条第三項中「「連結事業年度」、「連結親法人」、「分割法人」、「」を「「分割法人」又は」に改め、「又は「連結子法人」」を削り、「から第十二号まで、第二十二号、」を「、第二十二号又は」に改め、「又は第三十五号」を削り、「連結事業年度、連結親法人、分割法人、」を「分割法人又は」に改め、「又は連結子法人」を削る。

第六条の二第二項中「第二十五条第五項」を「第二十五条第六項」に改め、同条第三項中「第五十九条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第六条の七第三項第二号中「（当該分割承継法人が連結子法人である場合には、当該分割承継法人の本店又は主たる事務所の所在地）」を削る。

第七条第一項を削り、同条第二項中「第十九条第三十六項」を「第十九条第三十五項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項第二号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」及び「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削

り、同条第五項第二号中「以下この号、」及び「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「以下この号、」及び「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第十九条第三十四項」を「第十九条第三十三項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十四項」に改め、同項第一号中「又は第二十八条第五項第一号」を削り、「これらの規定」を「同号」に、「第十九条第三項又は第二十四条第三項」を「第十九条第四項」に改め、「(法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。)」を削り、「法第十九条第一項及び第八項、第二十条第七項及び第八項、第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項」を「同項及び同条第八項並びに法第二十条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「又は第二十八条第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第二十条第五項又は第二十八条第六項」を「同条第五項」に、「提出したこれらの規定」を「提出した同項」に改め、同項第三号中「又は第二十八条第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第二十条第五項又は第二十八条第六項」を「同条第五項」に、「法第二十条第三項又は第二十八条第四項」を「同条第三項」に、「第十九条第三項又は第二十四条第三項」を「第十九条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第十九条第三十五項」を「第十九条第三十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第七条第三項第六号及び第五項第六号」を「第七条第二項第六号及び第三項第六号」に改め、同項を同条第八項とする。

(消費税法施行規則の一部改正)

第六条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の三中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第二十三条の四第六項中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

り、同条第五項第二号中「以下この号、」及び「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項第二号中「以下この号、」及び「(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第十九条第三十四項」を「第十九条第三十三項」に、「同条第三十五項」を「同条第三十四項」に改め、同項第一号中「又は第二十八条第五項第一号」を削り、「これらの規定」を「同号」に改め、「又は第二十四条第三項」及び「(法第二十七条第一項に規定する買換資産を含む。)」を削り、「法第十九条第一項及び第八項、第二十条第七項及び第八項、第二十七条第一項及び第八項並びに第二十八条第八項及び第九項」を「同項及び同条第八項並びに法第二十条第七項及び第八項」に改め、同項第二号中「又は第二十八条第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第二十条第五項又は第二十八条第六項」を「同条第五項」に、「提出したこれらの規定」を「提出した同項」に改め、同項第三号中「又は第二十八条第五項第二号」を削り、「よりこれらの規定」を「より同号」に、「法第二十条第五項又は第二十八条第六項」を「同条第五項」に、「法第二十条第三項又は第二十八条第四項」を「同条第三項」に改め、「又は第二十四条第三項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第十九条第三十五項」を「第十九条第三十四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とする。

(消費税法施行規則の一部改正)

第六条 同上

第二十三条の三中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第九条の二 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条の四」を「第十一条の三」に改める。

第十一条の四を削る。

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正）

第十一条 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に、「同条」を「前条」に改め、同項第一号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

7 通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。）の法人税及び地方法人税に係る申請等（同法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同条の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号（国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算法人の識別符号）の入力（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録されたものである場

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正）

第十一条 同 上

第五条第一項中「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、同項第一号中「次条」を「次条第一項」に改め、同条第二項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

6 通算親法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）が、他の通算法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）の法人税及び地方法人税に係る申請等（同法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）に関する事項の処理として、前条第二項の出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同条の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号を入力して、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。こ

合（当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。）をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法（当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法）により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

第六条に次の一項を加える。

2 前条第六項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項（第四号に係る部分を除く。）に規定する措置を行ったものとみなす。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第十二号」を削り、同条第二項中「第二条第二十一号」を「第二条第十一号」に改め、同項に次の十号を加える。

六 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「四年旧効力措置法」という。）第六十八条の八の規定

七 四年旧効力措置法第六十八条の九、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第六十八条の十四か

の場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第二項各号に掲げる方法により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

第六条に次の一項を加える。

2 前条第六項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項に規定する措置を行ったものとみなす。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条 同 上

第四条第一項中「及び第十二号」を削り、同条第二項中「第二条第二十一号」を「第二条第十一号」に改め、同項に次の十号を加える。

八 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「四年旧効力措置法」という。）第六十八条の八の規定

九 四年旧効力措置法第六十八条の九、第六十八条の十、第六十八条の十一（第五項を除く。）、第六十八条の十三（第四項を除く。）、第

ら第六十八条の十五の三まで、第六十八条の十五の五（第五項を除く。）第六十八条の十五の六から第六十八条の十五の七まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五、第六十八条の三十六、第六十八条の四十（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第六十八条の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

八 四年旧効力措置法第六十八条の四十三（第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。）第六十八条の四十四（第二項及び第三項を除く。）、第六十八条の四十六（第二項及び第三項を除く。）第六十八條の五十四（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十五（第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。）第六十八條の五十六（第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。）、第六十八條の五十七（第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。）第六十八條の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）及び第六十八條の五十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

九 四年旧効力措置法第六十八条の六十一（第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。）及び第六十八條の六十二の規定

十 四年旧効力措置法第六十八條の六十二の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

十一 四年旧効力措置法第六十八條の六十三の規定

十二 四年旧効力措置法第六十八條の六十三の二の規定

十三 四年旧効力措置法第六十八條の六十四（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第六十八條の六十五の規定

十四 四年旧効力措置法第六十八條の七十、第六十八條の七十一（第十項から第十三項までを除く。）第六十八條の七十二から第六十八條

六十八條の十四から第六十八條の十五の三まで、第六十八條の十五の四（第五項を除く。）第六十八條の十五の五（第五項を除く。）、第六十八條の十五の六、第六十八條の十五の六の二、第六十八條の十六から第六十八條の二十まで、第六十八條の二十四、第六十八條の二十七、第六十八條の二十九、第六十八條の三十一、第六十八條の三十三、第六十八條の三十五、第六十八條の三十六、第六十八條の四十（前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）及び第六十八條の四十一（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、前項各号に掲げる規定に係る部分を除く。）の規定

十 四年旧効力措置法第六十八條の四十三（第三項、第四項、第十一項、第十三項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項及び第二十項を除く。）第六十八條の四十六（第二項及び第三項を除く。）、第六十八條の五十四（第二項から第四項まで、第十項、第十二項及び第十四項を除く。）第六十八條の五十五（第六項から第九項まで及び第十五項から第十七項までを除く。）、第六十八條の五十六（第三項から第六項まで、第十三項及び第十五項を除く。）第六十八條の五十七（第四項、第五項及び第八項から第十一項までを除く。）、第六十八條の五十七の二（第三項、第四項及び第七項から第十項までを除く。）及び第六十八條の五十八（第三項から第五項まで、第十一項、第十三項及び第十五項を除く。）の規定

十一 四年旧効力措置法第六十八條の六十一（第四項、第五項及び第十項から第十二項までを除く。）及び第六十八條の六十二の規定

十二 四年旧効力措置法第六十八條の六十二の二第一項（同項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額を超える場合に限る。）の規定

十三 四年旧効力措置法第六十八條の六十三の規定

十四 四年旧効力措置法第六十八條の六十三の二の規定

十五 四年旧効力措置法第六十八條の六十四（第二項、第三項、第六項及び第七項を除く。）及び第六十八條の六十五の規定

十六 四年旧効力措置法第六十八條の七十、第六十八條の七十一（第十項から第十三項までを除く。）第六十八條の七十二から第六十八條

の七十六の二まで、第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）
、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）
、第六十八条の八十、第六十八条の八十一、第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五の規定
十五 四年旧効力措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六の二まで、第六十八条の九十八（第六項から第九項までを除く。）
、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二（第十二項を除く。）
、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

（令和二年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第二十一条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二号中「連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」とする。

附則第十七条中「第二十二条の七第四項」を「第二十二条の七第三項」に改める。

（令和三年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第二十二条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「新令第二十七条の四第十項の規定」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四項の規定」に、「新令第二十七条の四第十項」を「同令第二十七条の四第十四項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第二項中「新令第二十七条の四第十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第十六項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第三項中「新令第二十七条の四第十七項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十一項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第四項中「新令第

の七十六の二まで、第六十八条の七十八（第四項及び第十二項を除く。）
、第六十八条の七十九（第十項から第十三項まで、第十五項及び第十六項を除く。）
、第六十八条の八十、第六十八条の八十一、第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五の規定
十七 四年旧効力措置法第六十八条の九十四から第六十八条の九十六まで、第六十八条の九十八（第六項から第九項までを除く。）
、第六十八条の九十九から第六十八条の百一まで、第六十八条の百二（第十二項を除く。）
、第六十八条の百三及び第六十八条の百四の規定

（令和二年租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）
第二十一条 同上

附則第十六条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二号中「連結子法人」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人」とする。

二十七条の四第十九項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十三項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第七項中「新令第二十七条の四第三十一項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十七項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改め、同条第八項中「新令第二十七条の四第三十二項」を「租税特別措置法施行令第二十七条の四第三十八項」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二十三条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「改正法第十三条の規定による改正後の」を削り、「（以下「新法」という。）第二条第三項第十二号」を「第二条第三項第十号」に改める。

附則第八条中「新法」を「改正法第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）」に改める。

附 則

（租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過措置）

第十二条 次の各号に掲げる新租税特別措置法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に規定する連結子法人をいう。第三項において同じ。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新租税特別措置法施行規則の規定の納税地とみなす。

一 三 省 略

四 第二十条第十項第二号 同号の分割承継法人等

五 第二十条第十五項第二号 同号の相手先

六 第二十条第十六項第二号 同号の現物分配法人

附 則

（租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過措置）

第十二条 同 上

一 三 同 上

第二十二條の二十三第四十一項又は第四十二項の処分を含むものとする。

- 3 新租税特別措置法施行規則第二十条の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第九項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であった法人は新租税特別措置法施行規則第二十条第六項の認定に係る法人とみなし、同条第八項第四号の分割法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度（旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日は新租税特別措置法施行規則第二十条第八項第四号に規定する分割等事業年度開始の日とみなし、同号の分割承継法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割承継等事業年度開始の日とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第十六項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であった法人は新租税特別措置法施行規則第二十条第十三項の認定に係る法人とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であった法人は新租税特別措置法施行規則第二十条第十三項の認定に係る法人とみなし、同条第四十五項第四号の分割法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割等事業年度開始の日とみなし、同号の分割承継法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割承継等事業年度開始の日とみなす。

4・5 省 略

- 6 新租税特別措置法施行規則第二十二條の七の規定の適用については、旧租税特別措置法第六十八條の七十九第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第十二條の七第十項第一号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九條の百六第四項の規定により計算した面積は改正令第三條の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九條の七第八項の規定により計算した面積とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項及び第九項並びに第六十八條の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等は新租税特別措置法第六十五條の七第一項及び第九項並びに

- 3 新租税特別措置法施行規則第二十条の規定の適用については、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第八項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であった法人は新租税特別措置法施行規則第二十条第六項の認定に係る法人とみなし、同条第八項第四号の分割法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度（旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）開始の日は新租税特別措置法施行規則第二十条第八項第四号に規定する分割等事業年度開始の日とみなし、同号の分割承継法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割承継等事業年度開始の日とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第二十三項の認定が連結子法人に係るものである場合における当該連結子法人であった法人は新租税特別措置法施行規則第二十条第三十二項の認定に係る法人とみなし、同条第三十四項第四号の分割法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割等事業年度開始の日とみなし、同号の分割承継法人等の同号の分割等の日を含む連結事業年度に係る連結親法人事業年度開始の日は同号に規定する分割承継等事業年度開始の日とみなす。

4・5 同 上

- 6 新租税特別措置法施行規則第二十二條の七の規定の適用については、旧租税特別措置法第六十八條の七十九第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第十二條の七第十一項第一号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九條の百六第四項の規定により計算した面積は改正令第三條の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九條の七第十項の規定により計算した面積とみなし、旧租税特別措置法第六十八條の七十八第一項及び第九項並びに第六十八條の七十九第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等は新租税特別措置法第六十五條の七第一項及び第九項並びに

第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割等により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十項第二号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割等により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十項第三号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあつては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十項第三号に規定する書類とみなす。

7 新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十項の規定の適用については、同項第一号の買換資産には、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとする。

8 省 略

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 次の各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧震災特例法第二條第三項第三号に規定する連結子法人をいう。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の納税地とみなす。

一 四 省 略

2 新震災特例法施行規則第七條の規定の適用については、旧震災特例法第二十八條第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七條第六項第一号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法施行令第二十四條第三項の規定により計算した面積は改正令第四條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十九條第四項の規定により計算した面積とみなし、旧震災特例法第二十七條第一項及び第八項並びに第二十八條第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等は改正法第二

に第六十五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第五項第二号の適格分割等により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十一項第二号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割等により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十一項第三号に掲げる場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七十九第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあつては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十一項第三号に規定する書類とみなす。

7 新租税特別措置法施行規則第二十二條の七第十一項の規定の適用については、同項第一号の買換資産には、旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産を含むものとする。

8 同 上

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第十四條 次の各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の適用については、当該各号に定める法人が連結子法人（旧震災特例法第二條第三項第三号に規定する連結子法人をいう。）である場合における当該各号に定める法人の本店又は主たる事務所の所在地は、当該各号に掲げる新震災特例法施行規則の規定の納税地とみなす。

一 四 同 上

2 新震災特例法施行規則第七條の規定の適用については、旧震災特例法第二十八條第五項第一号の適格合併により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七條第六項第一号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法施行令第二十四條第三項の規定により計算した面積は改正令第四條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十九條第三項の規定により計算した面積とみなし、旧震災特例法第二十七條第一項及び第八項並びに第二十八條第八項及び第九項の規定の適用を受けた同号の土地等は改正法第二

十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第二号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあつては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に規定する書類とみなす。

3 省略

（沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十七条の二 改正令附則第六十七条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令第十二条の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五百一十一号）第六十三条の四の規定に基づく第九条の二の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令第十一条の四の規定は、なおその効力を有する。

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第十一条の規定による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「新国税情報通信技術活用省令」という。）第五条第七項及び第六条第二項の規定は、施行日以後に行う新国税情報通信技術活用省令第五条第一項の規定による申請等について適用する。

附則

十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九条第一項及び第八項並びに第二十条第七項及び第八項の規定の適用を受けた同号の土地等とみなし、旧震災特例法第二十八条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第二号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定により提出した同項に規定する書類は同号に規定する書類とみなし、同条第五項第二号の適格分割又は適格現物出資により同号に定める期中特別勘定の金額を引き継いだ場合は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に掲げる場合とみなし、旧震災特例法第二十八条第六項の規定（同条第五項第二号に定める期中特別勘定の金額のみを引き継いだ場合にあつては、同条第四項の規定）により提出したこれらの規定に規定する書類は新震災特例法施行規則第七条第六項第三号に規定する書類とみなす。

3 同上

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第十一条の規定による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（以下この条において「新国税情報通信技術活用省令」という。）第五条第六項及び第六条第二項の規定は、施行日以後に行う新国税情報通信技術活用省令第五条第一項の規定による申請等について適用する。

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第四条第二項に十号を加える改正規定に係る部分（同項第九号中「、第六十八条の十五の六の二」を「から第六十八条の十五の七まで」に改める部分、同項第十号に係る部分及び同項第十七号に係る部分に限る。）に限る。）は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）の施行の日から施行する。
